

甲府市保育施設利用調整基準点数表

(1) 選考事由点数表

| 項目 | 分類 | 詳細 | 備考 | 点数 |
|----------------|-------|--|-----------|------|
| 就労 | 居宅外就労 | 月20日以上、かつ、月160時間以上の就労を常態 | | 10 |
| | | 月16日以上、かつ、月120時間以上の就労を常態 | | 9 |
| | | 月12日以上、かつ、月100時間以上の就労を常態 | | 8 |
| | | 月12日以上、かつ、月80時間以上の就労を常態 | | 7 |
| | | 月12日以上、かつ、月60時間以上の就労を常態 | | 5 |
| | | 月12日以上、かつ、月48時間以上の就労を常態 | | 3 |
| | 居宅内就労 | 月20日以上、かつ、月160時間以上の就労を常態 | | 9 |
| | | 月16日以上、かつ、月120時間以上の就労を常態 | | 8 |
| | | 月12日以上、かつ、月100時間以上の就労を常態 | | 7 |
| | | 月12日以上、かつ、月80時間以上の就労を常態 | | 6 |
| | | 月12日以上、かつ、月60時間以上の就労を常態 | | 4 |
| | | 月12日以上、かつ、月48時間以上の就労を常態 | | 2 |
| 妊娠・出産 | 妊娠・出産 | 出産予定月から前後2ヶ月の計5ヶ月間 | 5ヶ月間 | 10 |
| 保護者の疾病・障がい | 傷病 | 概ね1ヶ月以上の入院 | 入院期間 | 10 |
| | 居宅内療養 | 常時病臥で、保育の必要性がある場合 | 病臥期間 | 10 |
| | 障がい | 身体障害者手帳(1、2、3級)・精神障害者手帳(1、2級)・療育手帳Aを所持、かつ、保育の必要性がある場合 | | 10 |
| | その他 | 傷病、精神疾患、障がい等のため保育の必要性がある場合 | | 4 |
| 同居親族等の介護・看護 | 在宅介護 | 介護保険「要介護認定区分5」該当 | | 6 |
| | | 介護保険「要介護認定区分4」該当 | | 4 |
| | | 介護保険「要介護認定区分3、2」該当 | | 2 |
| | 在宅看護 | 保護者の子どもが常時病臥または身体障害者手帳(1、2、3級)・精神障害者手帳(1、2級)・療育手帳Aのうちいずれかを所持し、かつ、保育の必要性がある場合 | 病臥期間 | 8 |
| | | 同居している親族等の看護 | 病臥期間 | 3 |
| 災害復旧 | 災害復旧 | 震災・風水害・火災・その他の災害復旧のため、保育の必要性がある場合 | 6ヶ月間 | 15 |
| 求職中 | 求職中 | 求職活動のため日中の外出を常態(起業準備を含む) | 3ヶ月間 | 1 |
| 就学 | 就学 | 就職に必要な技能習得のために職業訓練校・専門学校・大学等に月16日以上、かつ、月64時間以上通学している場合 | 卒業月まで | 4 |
| 虐待・DVのおそれがあること | 虐待・DV | 虐待やDVの被害にあうおそれが高く、保育の必要性があると関係機関から認められる場合 | おそれなくなるまで | 15 |
| その他 | その他 | その他市長の認める事由 | | 1～10 |

選考事由点数について

- ・父母が保育できない理由、状況に応じて点数を設定します。
- ・父母それぞれの点数を合算して世帯の点数とします。
- ・父母がいない場合は、その他の保護者で点数を設定します。

(2) 調整点数表

| 項目 | 分類 | 詳細 | 備考 | 点数 |
|------------------------------|----------------|---|-----------|----|
| ひとり親世帯 | ひとり親世帯 | 母子世帯または父子世帯 | | 13 |
| 生活保護世帯 | 生活保護世帯 | 生活保護受給世帯で保育の実施が自立助長に大きく貢献すると福祉事務所に認められる場合 | | 5 |
| 生計中心者の失業 | 生計中心者の失業 | 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合(生計中心者に該当するかは前年分(または前々年分)の所得を基準に判断する。月15日以上就職活動が条件。) | | 5 |
| 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 | 虐待・DVなど社会的養護 | 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 | おそれなくなるまで | 15 |
| 子どもが障がいをもつ場合 | 子どもが障がいをもつ場合 | 入所を希望する児童が障がいをもつ場合 | | 3 |
| 育児休業明け | 育児休業明け | 育児休業から復職する場合 | | 5 |
| 兄弟姉妹が同一の保育所希望 | 兄弟姉妹が同一の保育所を希望 | 既に兄弟姉妹が利用している保育所等に同一世帯の別児童が入所を希望する場合 | | 25 |
| 小規模保育事業などの卒園児童 | 地域型保育の卒園児童 | 地域型保育(小規模保育事業・家庭的保育事業等)の卒園児童の場合 | | 1 |

甲府市独自項目

| 項目 | 分類 | 詳細 | 備考 | 点数 |
|----------------|-------------|---|----|-----|
| 保育士の優遇 | 保育士 | 教育・保育施設(認可施設)に勤務している保育士・保育教諭・幼稚園教諭の場合※非正規職員を含む | | 7 |
| 放課後児童クラブ支援員の優遇 | 放課後児童クラブ支援員 | 常時勤務している放課後児童クラブ支援員の場合 | | 3 |
| 内職 | 内職 | 内職の場合 | | -1 |
| 就労 | その他 | 雇用主が保護者本人または配偶者であり、生計を一にしているため無給である場合 無給だが、労働により対価を得ている場合 | | -2 |
| 同居の祖父母 | 同居の祖父母 | 保育可能な65歳未満の祖父母(就労中でなく、介護、看護等の必要が無い場合)と同居している場合 | | -3 |
| 転園及び内定辞退 | 転園及び内定辞退 | 正当な理由の無い転園及び内定辞退の場合 | | -3 |
| 滞納の有無 | その他 | 6ヶ月以上の保育料を滞納している場合(ただし、分納誓約または申し出による児童手当からの徴収をしている場合を除く)※卒園児童分を含む | | -10 |

調整点数について

・世帯において考慮すべき内容においては、選考事由点数に加点、減点(調整点数)を行います。

○甲府市選考優先順位

(選考事由点数表、調整点数表、甲府市独自項目により利用調整を行い、同位の場合に使用します。)

| 順位 | 項目 | 対象 | 備考 |
|----|-----------------|--|------|
| 1 | 虐待・DV | 選考事由点数表または選考調整点数表の「虐待・DVのおそれがあること」に該当する | 期限付き |
| 2 | 災害復旧 | 選考事由点数表の「災害復旧」に該当する | 期限付き |
| 3 | ひとり親 (同居なし) | ひとり親世帯であり、同居親族がいない | |
| 4 | ひとり親 (同居あり) | ひとり親世帯であり、同居親族がいる | |
| 5 | 疾病・障がい | 選考事由点数表の「保護者の疾病・障がい」に該当する | 期限付き |
| 6 | 妊娠・出産 | 選考事由点数表の「妊娠・出産」に該当する | 期限付き |
| 7 | 保育士 | 選考調整点数表「保育士の優遇」に該当する | |
| 8 | 放課後児童クラブ 支援員 | 選考調整点数表「放課後児童クラブ支援員の優遇」に該当する | |
| 9 | 障がい | 入所を希望する児童に障がいがある | |
| 10 | 保護者が単身赴任 | 保護者が単身赴任である | |
| 11 | 多子世帯 (同居なし) | きょうだいが3人以上であり、同居親族がいない | |
| 12 | 多子世帯 (同居あり) | きょうだいが3人以上であり、同居親族がいる | |
| 13 | 就労A (同居なし) | 選考事由点数表「居宅外就労」に保護者父母等それぞれが該当し、同居親族がいない | |
| 14 | 就労A (同居あり) | 選考事由点数表「居宅外就労」に保護者父母等それぞれが該当し、同居親族がいる | |
| 15 | 就労B (同居なし) | 保護者のうち一方が、選考事由点数表「居宅外就労」、もう一方は「居宅内就労」に該当し、同居親族がいない | |
| 16 | 就労B (同居あり) | 保護者のうち一方が、選考事由点数表「居宅外就労」、もう一方は「居宅内就労」に該当し、同居親族がいる | |
| 17 | 就労C (同居なし) | 保護者父母等それぞれが選考事由点数表の「居宅内就労」に該当し、同居親族がいない | |
| 18 | 就労C (同居あり) | 保護者父母等それぞれが選考事由点数表の「居宅内就労」に該当し、同居親族がいる | |
| 19 | 看護 | 選考事由点数表の「同居親族等の介護・看護」に該当する | |
| 20 | 就学 | 選考事由点数表の「就学」に該当する | |
| 21 | 求職中 | 選考事由点数表の「求職中」に該当する | 期限付き |
| 22 | その他 | 選考事由点数表の「その他」に該当する | |

※上記優先順位によって判断ができない場合は、保護者の市町村民税額の低い方を優先します。